

議案第30号

備前市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

備前市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市営駐車場条例の一部を改正する条例

備前市営駐車場条例(平成17年備前市条例第194号)の一部を次のように改正する。

第2条の表備前市営頭島B駐車場の項の次に次のように加える。

備前市営中小路駐車場	備前市日生町日生1238番地1
------------	-----------------

別表一般駐車場の部港の款を次のように改める。

四軒屋、新橋、 港、中小路	普通自動車用	24時間まで200円/回
------------------	--------	--------------

別表備考を次のように改める。

備考 定期駐車は、1年ごとの更新とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から施行日にかけての一般駐車場の使用に係る使用料金については、なお従前の例による。

議案第30号参考資料
備前市営駐車場条例新旧対照表

改正案		現行	
(設置) 第2条 駐車場を次のとおり設置する。		(設置) 第2条 駐車場を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
備前市営香登駅南駐車場～備前市営頭島A駐車場 (略)		備前市営香登駅南駐車場～備前市営頭島A駐車場 (略)	
備前市営頭島B駐車場	備前市日生町日生3518番地5及び3518番地42	備前市営頭島B駐車場	備前市日生町日生3518番地5及び3518番地42
備前市営中小路駐車場	備前市日生町日生1238番地1	備前市営吉永駅前駐車場	備前市吉永町吉永中456番地4
備前市営吉永駅前駐車場	備前市吉永町吉永中456番地4	備前市営上ノ鼻駐車場	備前市吉永町吉永中291番地8
備前市営上ノ鼻駐車場	備前市吉永町吉永中291番地8		
別表(第5条関係)		別表(第5条関係)	
使用区分	駐車場	区画	使用料金
一般駐車	香登駅南 四軒屋、新橋、 港、中小路	普通自動車用 普通自動車用	24時間まで100円/回 24時間まで200円/回
	頭島A、頭島B	普通自動車用 大型車用	24時間まで100円/回 24時間まで800円/回
	吉永駅前	普通自動車用	24時間まで100円/回
定期駐車 (略)		定期駐車 (略)	

<p><u>備考</u> 定期駐車は、1年ごとの更新とする。</p>	<p><u>備考</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>使用料の計算において、その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。</u> 2 <u>定期駐車は、1年ごとの更新とする。</u>
------------------------------------	---